

申請に対する処分の審査基準（行政手続条例）

担当部署:建設部公園緑地課 No.013

処 分 名	保存樹木等の指定解除
処 分 の 概 要	保存樹木等が枯死又は滅失したときや所有者からの指定解除の申請があった場合等は指定を解除することがあります。
根拠条例等・条項	春日部市緑の保全と緑化の推進に関する条例 (平成 17 年 10 月 1 日条例第 150 号) 第 22 条
審 査 基 準	○次の要件に該当する場合は、保存樹木等の指定を解除することがあります。 ・保存樹木等の枯死又は滅失したとき。 ・第 17 条に該当するに至ったとき。 （他の法令の規定に基づき指定され、保存のための措置がなされているもの） ・所有者から指定の解除の申請があった場合で真にやむを得ないと認めるとき。 ・その他公益上の理由により特別に認めるとき。
標準処理期間	
設定年月日	平成 27 年 4 月 1 日
申請時期	
申請方法	
備 考	ホームページのリンク先 https://www.city.kasukabe.lg.jp/machi/kankyou/ryokuka/hozobjumoku.html

**根拠条例及び
関係例規等の抜粋**

■春日部市緑の保全と緑化の推進に関する条例

(指定の解除)

第22条 市長は、次に掲げる場合には、保存樹木等の指定を解除することができる。

- (1) 保存樹木等の枯死又は滅失したとき。
- (2) 第17条に該当するに至ったとき。
- (3) 所有者から指定の解除の申請があった場合で真にやむを得ないと認めるとき。
- (4) その他公益上の理由により特別に認めるとき。
- (5) 市長は、前各号の規定により指定の解除をしたときは、その旨を所有者に通知するものとする。